

桑野社労士 & FP 事務所だより

平成 27 年 8 月 10 日

第 65 号

〒614-8093 京都府八幡市八幡三本橋 18-169 若ビル 1 階

TEL 075-874-4629 FAX 075-874-4630

E-mail kuwano@cosmos.ocn.ne.jp HP www.kuwano.biz

中小規模事業者のマイナンバー対応

特定個人情報の具体的な適正取扱い その2

個人番号及び身元確認の方法

(1) 従業員本人から個人番号の提供を受ける場合

個人番号通知開始時若しくは入社時に、従業員本人から個人番号の提供を受ける場合は、雇用関係にある者であり、次の方法により番号確認を行い、身元確認は省略することができます。

①個人番号カード若しくは通知カード又はそれらの写し

②個人番号が記載された住民票又はそれらの写し

(2) 従業員本人から扶養家族の個人番号の提供を受ける場合

<原則的に従業員の扶養家族の本人確認は不要>



従業員がその扶養家族の個人番号を提供する場合は、従業員自身が「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」など自分の届出事務のために、扶養家族の個人番号を取得します。この場合は、従業員本人が扶養家族の本人確認をすることになり、会社はその扶養家族の本人確認をする必要はありません。

<国民年金第3号被保険者に該当する配偶者の本人確認は必要>

国民年金の第3号被保険者の届出は、従業員の配偶者本人（第3号被保険者）が事業主に対して

届出を行う必要があります。この場合、従業員が配偶者の代理人として個人番号を提供することになります。この場合は、次のような委任状を提出してもらい、会社が従業員の配偶者の本人確認をする必要があります。

委任状

株式会社 ○○○○ 御中

私は、私の配偶者であり、貴社の従業員である（従業員名）に対して、国民年金の第3号被保険者の届出事務に関して、貴社に個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に定める個人番号をいいます。）を提供する権限を与えます。

平成○年○月○日

（従業員の配偶者名） ㊟

従業員の配偶者の本人確認方法

個人番号の確認	身元の確認
個人番号カード又はそれらの写し	
通知カード、個人番号付き住民票又はそれらの写し	（以下の写真付き身分証明書は1点）運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、養育手帳、在留カード又特別永住者証明書
	（以下の場合は2点）各種健康保険被保険者証、住民票の写し、年金手帳

（裏面へ）

個人番号制度の予定されている運用開始日程

年月	平成 27 年 10 月	平成 28 年	平成 29 年
予定される事項	個人番号通知、法人番号通知・公表	個人番号カードの交付 雇用保険関係利用開始	健保・年金関係利用開始 マイポータル運用開始 税務関係書類利用開始

労働裁判判決事例 4

学校法人同志社事件(大阪高等裁判所、H26.9.11)

大学院教授への定年延長拒否の有効性

【事件のあらまし】

Xは、学校法人同志社(以下「Y法人」という。)が設置する大学院C研究科の教授で、定年年齢65歳に達した後に、1年間の定年延長を受けていた。その後、Xは定年延長がされずに、定年退職扱いとなった。

Xは、本件定年退職扱いは、解雇権乱用法理の類推適用によって無効であると主張して、Y法人に対して、労働契約上の地位確認及び慰謝料等の請求を求めた。原審ではXの請求がいずれも棄却されたため、これを不服としてXが控訴した。

【争点】

本件の争点は、①本件退職扱いに、解雇権乱用法理の類推適用がされるか、②本件退職扱いが、解雇権乱用法理の類推適用によって無効となるか、③本件退職扱いが、不法行為上違法であるか、④Xの損害の有無、である。



【裁判所の判断】

(1) 争点①について

本判決も、原審の判断を踏襲し、Xの退職は、合意で定められた定年(1年間延長された後のもの)に達したことによるものであり、Y法人が解雇又は解雇に準ずる意思を表明したことはないから、Xの定年退職に解雇権乱用法理を類推適用することはできない、との判断をした。

(2) 争点②～④

①Xが平成24年の「C2'MBA」の継続に協力せず、その運営に支障が出たほか、C研究科の運営への貢献に問題があったこと等から、Xに定年延長が必要でない判断したことが、不合理とはいえない。

②定年延長の付議手続についても、A研究科長がXの意思を確認しないまま、定年延長を発議しなかったことが違法とである、ということはない。

また、争点④については、本件退職扱いが不法行為上の違法であるということはないから、判断するまでもなく、Xの慰謝料請求にも理由がない。

本判決も、原審と同様の判断枠組みに従い、「本件退職扱いが違法となるのは、本件定年延長の必要性が認められる教授につき定年延長しないなど、研究科長による定年延長の必要性の判断に裁量権の逸脱・濫用が認められる場合である」としたうえで、原審の判断をおおむね踏襲して、「定年延長を認めなかったことには合理的な理由があると言えるし、定年延長の付議手続に違法性を認めることはできない。」とした。

(次号に続く)

事務所からひとこと

厚生労働省の「H25 簡易生命表」をみると、男性の平均寿命は80.21年で初めて80年を超え、世界では第3位です。一方、女性の平均寿命は86.61年で過去最高を更新し、世界で第1位です。こうした長寿は喜ばしいことである一方、少子化という現実の中で、年金財政への影響・医療費の増加・介護体制の整備などの問題を抱えることとなります。

私の専門分野に「退職後の生活設計」がありますが、これまで、60歳から残された20年間をどう生きるか、というテーマで様々なことを提案してきました。まさに、男性で、“人生80歳時代”になりました。女性は、プラス7年です。この20年間は、次の計算でいくと、自由になる時間は10万時間あるといわれています。14時間(1日24時間から睡眠時間、食事や入浴などの生きていくうえで必要な時間を引いた時間)×365日×20年(80歳－60歳)。一方、この10万時間は、これまで働いてきた時間とほぼ同じだそうです。10時間(1日8時間勤務に通勤時間等を足した時間)×250日(365日から土日曜日と祝日を引いた日数)×40年(60歳－20歳)

定年退職をこれから迎える方やすでに迎えた方は、まさに第2の人生を生き甲斐を持って過ごすため、次のようなことを考えてみる時間を持つことが、必要ではないでしょうか。①生き甲斐を仕事から何に求めるか、②どのようなライフスタイルを選択するのか、③定年退職後に仕事をする場合、心構え・自己研鑽などその準備はできているか、④退職金・年金・貯蓄額の確認をし、20年間の収支を見通しているか、⑤健康管理のために何をするか。そして、万一のための準備と家族のため、エンディング・ノートの作成をお勧めします。